

ネパール選挙監視国際平和協力業務の実施の結果

平成20年7月

この報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条の規定に基づき、国会に報告するものである。

ネパール選挙監視国際平和協力業務の実施の結果

1 経緯

ネパールにおいては、1996年以降、マオイストが国王からの政権奪取を目的とした武装闘争を開始し、ネパール国軍（以下「国軍」という。）との間で戦闘が行われ、1万人以上の犠牲を出す紛争が続いていた。

2006年5月から、ネパール政府（以下「政府」という。）、マオイスト双方の代表団により、累次和平交渉が行われた結果、同年6月、両者の間で国際連合に対し国軍及びマオイストの武器及び兵士の管理の監視を行うよう要請すること等の8項目の合意が成立した。同年11月8日には、政府とマオイストは、「恒久平和の実現に向けた合意文書」に署名し、昨年6月半ばまでの制憲議会選挙の実施、このために国際連合が国軍及びマオイストの武器及び兵士の管理の監視を行う枠組み等に合意し、同月21日には、紛争終結を含む包括和平合意に署名した。

国際連合安全保障理事会は、政府及びマオイストの要請を受け、昨年1月23日に決議第1740号を採択し、武器及び兵士の管理の監視、制憲議会選挙を実施するための支援等を任務とする国際連合ネパール政治ミッション（以下「UNMIN」という。）を設立した。

制憲議会選挙は、当初、昨年6月に実施される予定であったが、選挙関連法の制定の遅れ等の技術的理由や政治情勢等の影響により、二度にわたり延期され、本年4月10日に政府の選挙管理委員会（以下「EC」という。）により実施された。

この選挙に係る要員の派遣については、国際連合から選挙監視団の派遣について要請があったことを受けて、我が国として検討した結果、国際連

合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第2号の2に規定する受入国の国際的な選挙監視活動への同意については、政府の同意があり、国際平和協力法第6条第1項第3号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入国の同意も得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、ネパールの今次選挙に関する国際的な選挙監視活動に対し、人的な協力を行うこととした。このため、本年3月18日、「ネパール選挙監視国際平和協力業務の実施について」及び「ネパール選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成20年政令第64号）」の閣議決定を行い、同月24日にネパール選挙監視国際平和協力隊を設置し、これにより、国際平和協力業務を実施した。

2 ネパール選挙監視国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

選挙監視要員のうち10名（民間人7名を含む。）は、本年3月28日より順次本邦を出発した。これらの要員は、カトマンズ、デュリケル、ポカラ、ビラトナガル及びネパールガンジの各都市にそれぞれ展開し、隊長を含む選挙監視要員本隊の受入準備、現地調査及び投票日当日の監視ルート策定等の業務を実施した。そして、同年4月4日には、本隊14名（民間人11名を含む。）が本邦を出発した。隊長は、政府及び主要政党幹部等との会談やメディアによる取材を通じてネパールにおける自由かつ公正な選挙の実施及び平和構築への取組の更なる進展を歓迎するとの我が国の姿勢を表明し、その他の要員は、各活動地域において、UNMIN、EC等の関係機関等と緊密に連携し、治安等の情報収集や現地情勢の調査及び分析を行うとともに、投票直前の市内状況、選挙運動の様子及び選挙準備

状況の確認等の業務を実施した。同月10日の投票日には、国内10郡の34選挙区において、111か所の施設に設置された約300の投票所を監視し、同月11日及び12日には、10郡の12か所の開票施設を監視した。そして、今次選挙を自由かつ公正なものにしようとする選挙関係者等の姿勢を歓迎すること、すべての関係者による選挙結果の受入れの重要性を強調すること等を内容とする所感を発表し、同月17日までに、全員が業務を終了し本邦等へ帰国した。

E.Cが5月8日に発表した制憲議会選挙の最終開票結果によれば、有権者総数約1,700万人に対して投票率は小選挙区制61.7%、比例代表制63.3%で、マオイストが575議席（注）中220議席を獲得し、第一党となった。

この結果を受けて、同月28日、制憲議会が招集され、王制から連邦民主共和制への移行が可決されるとともに、憲法制定作業が開始された。

（注）制憲議会の全議席数は、小選挙区240、比例代表335、閣議指名26の601議席。

3 まとめ

今次選挙に係る投票及び開票は、全体として円滑かつ平穩に行われた。

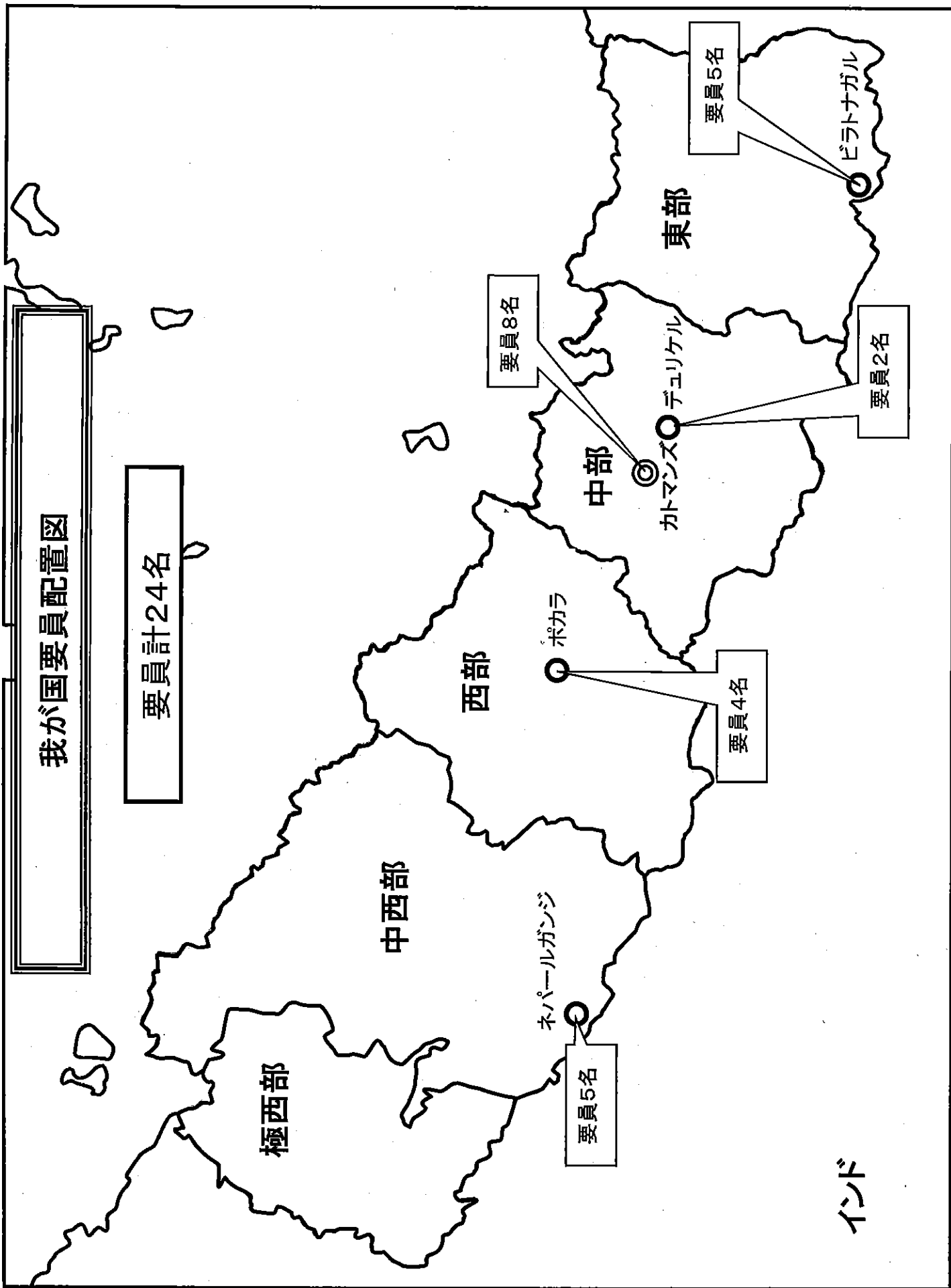
ネパールでは、紛争の終結以降、国内での和平プロセスが進展してきている。今次選挙は、国家の骨格をなす憲法を制定し、平和裡に国づくりを進めていく上で極めて重要な一歩であり、今回の国際平和協力業務は、他の国際・国内選挙監視団と共に、かかる重要な意義を有する今次選挙の自由かつ公正な実施を監視・評価するものであった。我が国は、中国とインドの間に位置するネパールの安定は南アジア地域の安全と平和のために不可欠であるとの認識の下、同国に対する平和構築支援にこれまで積極的に

取り組んできたが、今回の国際平和協力業務により、選挙が自由かつ公正に、また平和裡に実施されるよう支援することを通じて、今次選挙結果を礎として新たな一歩を踏み出すネパールの人々に対し、平和構築に向けた更なる協力を行うことができた意義は大きい。

我が国要員は、その能力と経験をいかして効果的に国際平和協力業務を実施したが、我が国としては、今回の貴重な経験を今後の業務にいかすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととしたい。

我が国要員配置図

要員計24名



インド